商標法施行規則

1995.12.30 通商産業部令 第 026 号
1998.02.23 通商産業部令 第 083 号
1998.12.31 産業資源部令 第 020 号
2001.06.30 産業資源部令 第 130 号
2001.12.24 産業資源部令 第 146 号
2002.02.28 産業資源部令 第 159 号
2002.12.27 産業資源部令 第 190 号
2003.05.12 産業資源部令 第 199 号
2004.05.01 産業資源部令 第 232 号
2005.02.11 産業資源部令 第 258 号
2005.07.01 産業資源部令 第 284 号
2006.04.28 産業資源部令 第 337 号
2006.11.29 産業資源部令 第 376 号
2006.12.29 産業資源部令 第 384 号
2007.06.29 産業資源部令 第 404 号
2008.12.31 知識経済部令 第 53 号
2009.06.30 知識経済部令 第 80 号
2010.07.29 知識経済部令 第 143 号
全文改正 2011.12.02 知識経済部令 第 219 号
一部改正 2013.01.03 知識経済部令 第 283 号
他法改正 2013.03.23 産業通商資源部令 第 3 号
一部改正 2013.06.28 産業通商資源部令 第 16 号
他法改正 2014.01.29 産業通商資源部令 第 47 号
一部改正 2015.09.14 産業通商資源部令 第 156 号
一部改正 2015.12.30 産業通商資源部令 第 174 号
全文改正 2016.09.01 産業通商資源部令 第 213 号
一部改正 2017.12.28 産業通商資源部令 第 280 号
一部改正 2018.07.11 産業通商資源部令 第 306 号
一部改正 2018.10.17 産業通商資源部令 第 312 号
一部改正 2019.06.14 産業通商資源部令 第 339 号
他法改正 2020.07.01 産業通商資源部令 第 379 号
一部改正 2020.12.30 産業通商資源部令 第 405 号
一部改正 2022.04.19 産業通商資源部令 第 459 号

第 1 章　総則

第 1 条(目的)　この規則は、「商標法」と「商標法施行令」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(代理人の選任等) ① 商標登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下 “商標に関する手続き”という)を行う者が代理人を選任して手続きを行おうとする場合には、次の各号の書類を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

1. 「特許法施行規則」別紙第 1 号書式の委任状
2. 「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書(国際出願の場合、本規則別紙第 1 号書式の代理人に関する申告書をいう)

② 第 1 項にかかわらず、代理人が次の各号の区分による手続きを行うために該当書類に第 1 項第 1 号の委任状を添付して提出する場合には、第 1 項第 2 号の申告書を提出しないことができる。

1. 商標登録出願、指定商品の追加登録出願、商品分類転換登録申請：商標登録出願書、指定商品の追加登録出願書、商品分類転換登録申請書

2. 法第 180 条第 1 項による国際商標登録出願(以下 “国際商標登録出願”という)についてした意見提出、補正または指定期間延長申請：最初に提出した意見書、補正書または指定期間延長申請書
3. 出願人変更申告：権利関係変更申告書
4. 商標登録異議申立(指定商品の追加登録に対する異議申立を含む。以下同じ)、審判請求、再審請求、商標登録異議申立、審判請求、再審請求に対する答弁：商標登録異議申立書、審判請求書または答弁書
5. 国際出願、法第 172 条第 1 項により国際登録された指定国の追加指定（以下“事後指定”という。）申請：国際出願書等の提出書

③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書(国際出願の場合、別紙第 1 号書式の代理人に関する申告書をいう)を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。この場合、第 2 号・第 3 号または第 4 号に該当するときには、申告内容を証明する書類を添付しなければならない。

1. 商標に関する手続きを行う者が代理人を解任しようとする場合(第 1 項第 2 号の代理人に関する申告書に先に選任された代理人の解任事実を書いた場合は除く)
2. 商標に関する手続きを行う者が代理権の内容を変更しようとする場合
3. 代理人が複代理人を選任しようとする場合
4. 代理人が複代理人を解任しようとする場合(第 3 号の場合に提出した代理人に関する申告書に先に選任された複代理人の解任事実を書いた場合は除く)
5. 代理人が複代理権の内容を変更しようとする場合
6. 代理人または複代理人がその職を辞任しようとする場合

④ 代理人が「弁理士法」第 6 条の 3 による特許法人または同法第 6 条の 12 による特許法人(有限)(以下この条で “該当特許法人等”という)の構成員または所属弁理士になれば、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができる。

1. 第 3 項第 6 号により代理人職を辞任する行為
2. 代理人が該当特許法人等の構成員または所属弁理士になる前に代理した事件について該当特許法人等を複代理人に選任する行為

⑤ 次の各号のいずれかに該当する場合に、二つ以上の事件について商標に関する手続きを行う者が同じで、代理人または複代理人が同じ場合には、申告書を一つだけ作成して提出することができる。

1. 商標に関する手続きを行う者が代理人を選任するか解任しようとする場合
2. 代理人が複代理人を選任するか解任しようとする場合
3. 代理人または複代理人が辞任しようとする場合

⑥「商標法」(以下 “法”という)第 12 条第 4 項により商標に関する手続きの全部または一部を無効にすることを申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 11 号書式の手続き無効処分申請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

第 3 条(包括委任) ① 現在及び将来の事件に対してあらかじめ事件を特定せず、商標に関する手続きを代理人に包括委任しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 3 号書式の包括委任登録申請書に代理権を証明する書類(以下 “包括委任状”という)を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人は包括委任をしようとする者に包括委任について説明し、包括委任状に署名または捺印を受けなければならない。

② 特許庁長は、第 1 項により包括委任登録申請を受けた場合には、包括委任登録番号を付与し、その番号を包括委任登録申請人に通知しなければならない。
③ 包括委任を受けて商標に関する手続きを行おうとする者は、第 2 項による包括委任登録番号を特許庁または特許審判院に提出する書類に書かなければならない。
④ 第 2 項により包括委任登録がされた事項を変更しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 3 号書式の包括委任登録変更申請書に包括委任状を添付して特許庁長に提出しなければならない。
⑤ 第 1 項または第 4 項により包括委任をするか包括委任登録事項を変更しようとする者が、包括委任状を法第 30 条第 1 項により電子文書で提出する場合には、次の各号のいずれかに該当する方法で提出しなければならない。
1. 特許庁で提供するソフトウェアか特許庁ホームページを利用して、包括委任状に「電子署名法」第 2 条第 2 号による電子署名をして電子文書で提出
2. 携帯電話に伝送される認証番号を入力し、出願人が署名するか捺印した包括委任状の電子的イメージを添付して提出

第 4 条(包括委任援用の制限) 第 3 条による包括委任登録をした者が、特定の事件に対して包括委任の援用を制限しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書(包括委任援用制限のみ該当する)を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、該当申告書を提出しないことができる。
1. 第 2 条第 3 項第 1 号または第 4 号により先に選任された代理人または複代理人の解任事実を書いた代理人に関する申告書を提出した場合
2. 第 2 条第 3 項第 1 号または第 4 号により代理人または複代理人を解任する申告書を提出した場合

第 5 条(包括委任の撤回) 第 3 条による包括委任登録をした者が包括委任を撤回しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 3 号書式の包括委任登録撤回書を特許庁長に提出しなければならない。

第 6 条(複数当事者の代表者選定申告等) ① 法第 13 条第 1 項各号以外の部分ただし書きにより代表者選定を申告しようとする場合、選定された代表者が「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代表者に関する申告書(国際出願の場合、本規則別紙第 1 号書式の代表者に関する申告書をいう)に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。
1. 選定または解任に関する事項を証明する書類
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類
② 第 1 項各号以外の部分によって選定された代表者の解任を申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代表者に関する申告書(国際出願の場合、本規則別紙第 1 号書式の代表者に関する申告書をいう)に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。ただし、第 1 項による代表者に関する申告書に先に選定された代表者の解任事実を書いた場合には、この限りでない。
1. 申告内容を証明する書類
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類

③「商標法施行令」(以下 “令”という)第 18 条第 5 項第 3 号により書類の送達を受けるための代表者を選定して申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代表者に関する申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

1. 書類の送達を受けるための代表者選定を証明する書類
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類

第 7 条(期間の延長) 法第 17 条第 1 項ただし書きにより追加で延長することができる回数は 1 回とし、その期間は 30 日以内とする

。

第 8 条(手続きの無効処分取消し及び追後補完) 法第 18 条第 2 項本文により無効処分の取消しを申請するか、法第 19 条各号以外の部分本文により手続きを追後補完しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 10 号書式の期間経過救済申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

1. 期間が過ぎた理由を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 9 条(承継人の資格及び第三者の許可等に関する証明) ① 特許庁長または特許審判院長は、商標権または商標に関する権利の承継人が商標に関する手続きを行おうとする場合、その承継人であることを証明する書類を提出させることができる。

② 商標に関する手続きを行おうとする者が、その手続きを行うときに、第三者の同意または承諾等が必要な場合には、これを証明する書類を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

第 10 条(手続きの続行通知) 特許庁長または審判長は、法第 21 条により承継人に商標に関する手続きを続行させようとする場合には、その趣旨を当事者に書面で通知しなければならない。

第 11 条(手続きの受継申請) 法第 24 条第 1 項により受継申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 11 号書式の手続き受継申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長または審判長に提出しなければならない。

1. 法第 23 条各号のいずれかに該当することを証明する書類(相手方の場合は除く) 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 12 条(放棄または取下げ) ① 商標に関する手続きを行う者が、その手続きを放棄するか取下げようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 12 号書式の放棄書(取下げ書)を特許庁長に提出しなければならない。

② 代理人によって手続きを行う場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 13 条(証明書類の提出) ① 特許庁長・特許審判院長または審判長は、商標に関する手続きを行う者について具体的に確認する必要があると認められれば、次の各号の書類を提出させることができる。ただし、商標に

関する手続をふむ者が、特許顧客番号情報に印鑑または署名を登録した場合(「特許権等の登録令」第 22 条第 1 項第 7 号に該当する場合を除く。)には、その印鑑または署名を確認することで、次の各号の書類の提出命令に代えることができる。

1. 国籍証明書(外国人である場合のみ該当する。)またはその他に当事者を確認できる書類
2. 印鑑証明書(提出日基準 6 ヶ月以内に発給されたものでなければならず、外国人である場合には、これに準ずる証明書をいう。)
3. 署名に対する公証書等、署名に対する権限を証明できる書類(外国人である場合には本人が署名をしたという本国官公署の証明書面を含む。)

② 第 1 項にかかわらず特許庁長、特許審判院長、審判長は、商標に関する手続きを踏む者の住民登録票謄本・抄本、法人登記事項証明書(法人である場合のみ該当する。)等「電子政府法施行令」第 43 条による共同利用対象行政情報に該当する書類については「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて確認せねばならない。ただし、これを通じて確認できなかったり次の各号のいずれかに該当する場合には、その書類を提出するようにできる。

1. 商標に関する手続を踏む者が「電子政府法施行令」第 43 条による共同利用対象行政情報に該当する書類(法人登記事項証明書は除く。)の確認に同意しない場合
2. 商標に関する手続きを踏む者が法人登記事項証明書の確認に必要な情報を提供しない場合

③ 特許庁長または特許審判院長は、外国人が商標に関する手続きを行おうとする場合、その外国人が属する国家が「工業所有権の保護のためのパリ協約」(以下 “パリ協約”という)の当事国または商標に関して互いに保護することに大韓民国と約束した国家ではない場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号の該当事項を証明する書類を提出させることができる。

1. パリ協約同盟国中の一国家の領域に住所または営業所を持っている場合
2. その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で商標権または商標に関する権利を認める場合
3. 大韓民国がその外国人に対して商標権または商標に関する権利を認める場合には、その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で商標権または商標に関する権利を認める場合

④ 特許庁長、特許審判院長または審判長は、第 1 項から第 3 項までの規定により書類を提出するようにする場合には、提出書類の種類と提出理由を具体的に明らかにして商標に関する手続きを行う者に通知し、期間を定めて疎明することができる機会を与えなければならない。

第 14 条(書類の作成及び提出) ① 商標に関する手続きを行うために特許庁または特許審判院に提出する書類は、法令に特別な規定がある場合を除いては 1 件ごとに作成しなければならない。

② 第 1 項による書類には、次の各号の事項を全て書き、署名または捺印(法第 30 条第 1 項により電子文書で提出する場合には、電子署名をいう。以下同じ)しなければならない。

1. 提出人の氏名(法人の場合には、その名称)
2. 法第 29 条による固有番号(以下 “特許顧客番号”という)。ただし、特許顧客番号がない場合には、提出人の住所(法人の場合には、営業所の所在地)を書かなければならない。

③ 特許庁や特許審判院に提出する全ての書類は、法令に特別な規定がある場合を除いては、特許庁長や特許審判院長を受信人にしなければならない。

第 15 条(書類に使用する言語等) ① 特許庁または特許審判院に提出する書類は、ハングルで書かなければならない。
② 第 1 項にかかわらず、事実の証明等のために外国語で提出するしかない委任状、国籍証明書及び優先権証明書類等の書類は、外国語で書くことができる。この場合、ハングル翻訳文を添付しなければならない。

第 16 条(特許顧客番号の付与等) ① 法第 29 条第 1 項により特許顧客番号の付与を申請しようとする者(本人の国際商標登録出願及び登録に関する手続きを進行する国際登録名義人の場合は除く)は、「特許法施行規則」別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。
② 特許顧客番号を受けた者が氏名・住所・署名・印鑑・電話番号等を変更するか更正しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 5 号書式の特許顧客番号情報変更(更正)申告書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、行政区域またはその名称が変更された場合には、特許庁長は、特許顧客番号を受けた者の住所を職権で変更することができる。
③ 特許顧客番号を二重で受けるか誤って受けて訂正しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 5 号書式の特許顧客番号訂正申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 訂正内容を証明する書類
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類
④ 特許庁長は、特許顧客番号が二重に付与されたか誤って付与された場合、職権で特許顧客番号を訂正するか抹消することができる。この場合、職権で訂正するか抹消した事実を特許顧客番号を受けた者に通知しなければならない。
⑤ 第 2 項にかかわらず、「住民登録法」第 16 条第 1 項により新居住地転入申告を介して変更された住所に特許顧客番号の住所情報を自動変更しようとする人は、「特許法施行規則」別紙第 5 号の 2 書式の特許顧客番号情報等自動変更申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、第 1 項により特許顧客番号の付与を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書に特許顧客番号の住所情報が自動で変更されるようにしようとする趣旨を書くことにより自動変更申請に代えることができる。
⑥ 第 5 項により特許顧客番号の住所情報自動変更を申請した者が、その申請を撤回しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 5 号の 2 書式の特許顧客番号情報等自動変更撤回書を特許庁長に提出しなければならない。
⑦ 第 2 項にかかわらず、商標登録出願人、異議申立人、審判請求人、その他商標に関する手続きを行う者(以下 “出願人等”という)が法人の場合、特許庁長が定める「電子政府法」第 9 条第 2 項及び第 3 項による電子民願窓口を介して特許顧客番号の法人名称または営業所所在地変更を申請することができる。

第 17 条(書類の援用) ① 商標に関する手続きを行う者が二つ以上の手続きを同時に行う場合に、法第 8 条、第 46 条第 4 項または本規則第 6 条、第 9 条、第 13 条及び第 16 条により提出する証明書の内容が同じ場合には、そのうと 1 件についてのみ証明書原本を提出し、他の請求等の手続きではその写本を特許庁長または特許審判院長に提出することができる。
② 商標に関する手続きを行った場合、既に特許庁または特許審判院に証明書を提出した者が、法第 8 条、第 46 条第 4 項または本規則第 6 条、第 9 条、第 13 条及び第 16 条による証明書を提出しなければならない場合

に、その証明書の内容が既に提出された証明書の内容と同じでこれを援用しようとする場合には、該当書式の添付書類欄にその趣旨を明らかに書くことにより証明書提出に代えることができる。
③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、法第 8 条による代理権を証明する書類を提出しないことができる。
1. 第 2 条第 1 項により選任された代理人が、その委任事項の範囲で商標に関する手続きを行う場合
2. 第 3 条第 2 項により包括委任登録をした代理人が、その包括委任の範囲で商標に関する手続きを行う場合

第 18 条(電子文書の方式) 商標に関する手続きを行う者が法第 30 条第 1 項により特許庁長または特許審判院長に提出する商標登録出願書とその他の書類を電子文書で提出しようとする場合には、該当書類を特許庁で提供するソフトウェアまたは特許庁ホームページを利用して作成しなければならない。

第 19 条(電子文書で提出することができる書類) 商標に関する手続きを行う者が法第 30 条第 1 項により特許庁長または特許審判院長に電子文書で提出することができる書類は、次の各号の書類を除いた書類とする。
1. 「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書
2. 「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の訂正発給申請書
3. 削除

第 20 条(電子文書の提出方法等) ① 電子文書を法第 30 条第 1 項による移動式保存媒体等電子的記録媒体(以下 “電子的記録媒体”という)に収録して提出する場合には、「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書に電子的記録媒体を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。
②「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による情報通信網(以下 “情報通信網”という)を利用して提出(以下 “オンライン提出”という)しようとする者は、「電子署名法」第 2 条第 2 号による電子署名に必要な認証書を使用しなければならない。
③ 電子文書(国際出願に関する電子文書は除く)を提出しようとする者が、その電子文書を期限前に情報通信網を利用して発送したが、情報通信網の障害または特許庁が使用するコンピューターまたは関連装置の障害によって期限までに提出することができなかった場合には、その障害が除かれた日の翌日にその期限になったものとみる。ただし、情報通信網、特許庁が使用するコンピューターまたは関連装置の維持・補修のためにその使用を一時中断した場合であって、特許庁長が前もって公知した場合は除く。

第 21 条(電子文書提出の場合の添付書類提出方法) ① 商標に関する手続きを行う者であって電子文書で書類を提出する者は、添付書類を電子的イメージで作成して提出することができる。
② 特許庁長・特許審判院長または審判長は、第 1 項本文により提出された電子的イメージの添付書類が判読が困難で内容確認が必要と認められる場合には、提出者に期間を定めてその書類を書面で提出させることができる。
③ 商標に関する手続き(国際出願に関する手続きは除く)を行う者がオンライン提出をする場合、添付しなければならない書類のうちオンライン提出の時も添付しなかった書類は、オンライン提出受付番号を確認した日から 3 日以内に「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書に添付して書面で提出しなければならない。

第 22 条(同時提出の特例) ① 法令により同時に行うようになっている二つ以上の手続きをオンライン提出でする場合には、連続して入力しなければならない。
② 法令により同時に行うようになっている二つ以上の手続きのうち一つの手続きをオンライン提出でして、残りの手続きを電子的記録媒体または書面で提出する場合には、その二つ以上の手続きを同じ日に行わなければならない。

第 23 条(電子文書利用申告) 法第 31 条第 1 項により電子文書利用申告をしようとする者は、「電子署名法」第 2 条第 2 号による電子署名に必要な認証書を使用して電算情報処理組織(特許庁が使用するコンピューターと商標登録手続きを行う者またはその代理人が使用するコンピューターを情報通信網で接続した組織をいう。以下同じ)を介して申告しなければならない。この場合、電子署名に必要な認証書の内容は、特許顧客番号の情報と一致しなければならない。
1. 削除
2. 削除

第 24 条(電子文書による通知対象書類) 特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官または審査官は、法第 31 条第 1 項により電子文書利用申告をした者のうち電子文書で通知または送達を受けるという意思を表示した者には、法令に特別な規定がある場合を除いては、全ての書類を情報通信網を利用して通知するか送達することができる。

第 25 条(不適切な出願書類等の返戻) ① 特許庁長または特許審判院長は、商標に関する手続きを行うために特許庁または特許審判院に提出した書類・見本またはその他の物件(以下この条で “出願書類等”という)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、法令に特別な規定がある場合を除いては返戻する。
1. 出願または書類の種類が不明確な場合
2. 第 13 条により提出すべき書類を正当な疎明なしに疎明期間内に提出しなかった場合
3. 第 14 条に違反して 1 件ごとに書類を作成しなかった場合
4. 第 15 条第 2 項後段によるハングル翻訳文を添付しなかった場合
5. 第 21 条第 2 項により提出すべき書類を期間内に提出しなかった場合
6. 法第 37 条第 2 項により商標登録出願に対する補完命令を受けた者が、指定期間内に補完しなかった場合
7. 次の各目の期間が過ぎて提出された期間延長申請書の場合
   イ. 法第 61 条による商標登録異議申立理由等の補正期間
   ロ. 法第 115 条または第 116 条による審判の請求期間
   ハ. 特許庁長・特許審判院長・審判長または審査官が指定した期間
8. 法第 213 条第 1 項により商標権が消滅する商標に対して商標権の存続期間更新登録申請をする場合
9. 商標権の存続期間更新登録または商品分類転換登録に関する申請、商標登録に関する請求またはその他の手続きを行う者の氏名(法人の場合には、名称をいう) または特許顧客番号(特許顧客番号がない場合には、氏名と住所をいい、法人の場合には、その名称と営業所の所在地をいう)を書かなかった場合
10. 視覚的表現を書かなかった場合(令第 2 条第 3 号に該当する標章を含んだ商標のみ該当する)

11. 商品分類転換登録申請書に転換して登録を受けようとする指定商品を書かなかった場合
12. 国内に住所または営業所を持たない者が、法第 6 条第 1 項による商標管理人によらず提出した出願書類等の場合
13. 法または法による命令で定める期間以内に提出されなかった書類の場合
14. 法または法による命令で定める期間のうち、延長が許容されない期間に対する期間延長申請書の場合
15. 商標に関する手続きが終了した後、その商標に関する手続きと係わって提出された書類の場合
16. 次の各目のいずれかに該当する申告書または申請書等が不明確で受理することができない場合
   イ. 「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書(包括委任援用制限の場合のみ該当する)
   ロ. 「特許法施行規則」別紙第 3 号書式の包括委任登録申請書(変更申請書、撤回書)
   ハ. 「特許法施行規則」別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書
17. 電子文書で提出された書類が次の各目のいずれかに該当する場合
   イ. 特許庁で提供するソフトウェアまたは特許庁ホームページを利用して作成されなかった場合
   ロ. 電算情報処理組職で処理することができない状態で受付された場合
18. 該当商標に関する手続きを行う権利のない者が、その手続きと係わって提出した書類の場合
19. 同一の出願人等が既に提出した書類と重複する書類を提出した場合

② 特許庁長または特許審判院長は、第 1 項により出願書類等を返戻しようとする場合には、出願書類等を提出した出願人等に次の各号の事項を書いた書面を送付しなければならない。ただし、第 1 項第 18 号又は第 19 号に該当する場合には、返戻理由を通知して直ちに出願書類等を返戻しなければならない。

1. 出願書類等を返戻するという趣旨
2. 返戻理由
3. 疎明期間

③ 第 2 項本文により書面を受けた出願人等が疎明しようとする場合には、疎明期間内に別紙第 2 号書式の疎明書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

④ 第 2 項本文により書面を受けた出願人等が疎明せず出願書類等を疎明期間内に返戻を受けようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 8 号書式の書類返戻要請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。この場合、返戻要請を受けた特許庁長または特許審判院長は、直ちに出願書類等を返戻しなければならない。

⑤ 特許庁長または特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明書または書類返戻要請書を提出しないか、提出した疎明の内容が理由がないと認められる場合には、疎明期間が終了した後直ちに出願書類等を返戻しなければならない。

⑥ 特許庁長または特許審判院長は、既に提出されたが受理される前の出願書類のうち、特許庁長が定めて告示する書類の場合には、該当書類を提出した者の申請があればその書類を返還することができる。この場合、書類返還を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 8 号書式の返還申請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

第 26 条(「商標法条約規則」等で定める国際標準書式の使用) 法、令及び本規則による出願・申告・申請等をする時には、本規則で定める書式の外に「商標法条約規則」または「商標法に関するシンガポール条約規則」で定める国際標準書式(ハングルに翻訳されたもののみ該当する)を使用することができる。

第 2 章　商標登録要件及び商標登録出願

第 27 条(協議結果の申告) ① 特許庁長は、法第 35 条第 2 項後段によって抽選をするときには、審査官 3 人以上を参加させなければならず、抽選結果を各出願人に書面で通知しなければならない。
② 法第 35 条第 4 項により協議の結果を申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 出願人全員が記名した後に署名するか捺印した協議事実を証明する書類
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類
③ 第 2 項による申告をする場合には、各出願に対して協議の結果に伴う手続きを同時に行わなければならない。

第 28 条(商標登録出願) ① 法第 36 条第 1 項第 4 号で “産業通商資源部令で定める商品類”とは、別表 1 による商品類をいう。
② 法第 36 条第 1 項により商標登録を受けようとする者は、別紙第 3 号書式の商標登録出願書に次の各号の書類、ファイルまたは見本等を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 商標見本(令第 2 条第 3 号に該当する標章のみからなった商標の場合は除く)
2. 商標についての説明書(令第 2 条第 2 号に該当する標章のみからなった商標及び令第 2 条第 3 号に該当する標章を含んだ商標のみ該当する)
3. 令第 2 条第 3 号に該当する標章を含む商標の場合、視覚的表現(該当標章を文字・数字・記号・図形またはその他の方法を介して視覚的に認識して特定することができるように具体的に表現したものをいう。以下同じ)
4. 視覚的表現に合致する音ファイル(令第 2 条第 3 号に該当する音標章を含んだ商標のみ該当する)
5. 視覚的表現に合致する次の各目のいずれかに該当するにおい見本(令第 2 条第 3 号に該当するにおい標章を含んだ商標のみ該当する)
   イ. においを入れた密閉容器(以下 “密閉容器”という) 3 通
   ロ. においが添加されたパッチ(以下 “香パッチ”という) 30 枚
6. 動作の特徴を現わす映像を収録した電子的記録媒体(令第 2 条第 2 号に該当する連続した動作標章を含んだ商標のみ該当する)
7. 別紙第 4 号書式の定款または規約の要約書(団体標章登録出願、地理的表示団体標章登録出願、証明標章登録出願及び地理的表示証明標章登録出願のみ該当する)
8. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類
③「農水産物品質管理法施行規則」第 56 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの書類を山林庁長、国立農産物品質管理院長または国立水産物品質管理院長に提出した場合(2011 年 1 月 1 日以後に提出した場合のみ該当する)には、別紙第 3 号書式の商標登録出願書に該当事項を表示することにより、令第 5 条各号の書類提出に代えることができる。この場合、特許庁長は、山林庁長、国立農産物品質管理院長または国立水産物品質管理院長に該当書類の提出有無を確認した後、その写本を要請しなければならない。

④ 法第 36 条第 5 項により地理的表示団体標章登録か地理的表示証明標章登録を受けようとする者は、次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 地理的表示団体標章の出願人である法人がその地理的表示を使用することができる商品を生産・製造または加工することを業にする者で構成された事実を証明することができる書類 1 部(地理的表示団体標章登録出願の場合のみ該当する)

2. 次の各目の事項を地方自治体の長が確認した事実の確認書類 1 部(外国の地理的表示について地理的表示団体標章登録出願や地理的表示証明標章登録出願をする場合は除く)

   イ. 令第 5 条の事項

   ロ. 利害関係者間の調停事項

3. 原産地国家で地理的表示として保護を受けているという事実(外国の地理的表示について地理的表示団体標章登録出願か地理的表示証明標章登録出願をする場合のみ該当する)

⑤ 出願人は、次の各号の書類または物件を特許庁長に提出することができる。

1. 第 2 項第 2 号以外の商標についての説明書

2. 次の各目の事項が含まれた指定商品の説明書

   イ. 指定商品の名称

   ロ. 指定商品の特性および取引実状

   ハ. 指定商品の使用実態

   ニ. その他に指定商品の説明に必要な資料

3. 登録しようとする商標をハングルで翻訳するか発音をハングルで表記した説明書

4. 見本の特徴を現わす映像を収録した電子的記録媒体(令第 2 条第 2 号に該当する標章のうち単一の色彩、色彩の組合、連続した動作を除いた視覚的に認識することができるものを含んだ商標のみ該当する)

5. 楽譜(令第 2 条第 3 号に該当する音標章を含んだ商標のみ該当する)

⑥ 出願人は、地理的表示団体標章登録出願か地理的表示証明標章登録出願と係わって、次の各号の事項を書いた書類とその内容を証明する書類を特許庁長に提出することができる。

1. 地理的表示を使用することができる該当商品の生産・製造・加工及び流通現況(該当地域全体、出願人、所属団体員別現況、その他同種商品の主要生産地域等で区分する)

2. 出願人が、該当地域で地理的表示を使用することができる該当商品を生産・製造または加工する者を代表することができる資格や能力を持っているという事実

⑦ 出願人は商標登録をしようとする商標が法第 33 条第 2 項に該当する場合には、次の各号の事項とその内容を証明する書類及び証拠物を特許庁長に提出することができる。

1. 使用した商標
2. 使用期間
3. 使用地域
4. 指定商品の生産・加工・証明または販売量等
5. 使用方法及び回数
6. 登録出願した商標についての消費者認識度調査結果
7. その他使用事実を証明する事項

第 29 条(商標見本の規格等) ① 商標見本は、横 210 ミリメートル、縦 297 ミリメートルの長方形の用紙に、容易に変色したり退色しないように表示し、鮮明に作成しなければならない。

② 商標見本は、次の各号の区分による図面または写真で作成しなければならない。

1. 色彩を含む商標：彩色した図面または写真
2. 立体的形状を含んだ商標：商標の一面または複数の側面で構成する等、商標の特徴を充分に示す 5 枚以下の図面または写真
3. 連続した動作またはホログラムを含んだ商標：商標の特定瞬間停止画像や、複数の停止画像を入れた図面または写真で構成する等、商標の特徴を充分に示す 2 枚以上 5 枚以下の図面または写真
4. その他視覚的に認識することができる標章を含む商標：商標の特徴を充分に示す 5 枚以下の図面または写真

③ 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、該当事項を要求することができる。

1. 商標見本によって表示される商標が明確でないと判断される場合：相当な期間を定めて該当商標についての説明書の提出要求
2. 単一の色彩、色彩の組合、連続した動作を除いた視覚的に認識することができる標章を含んだ商標の場合：第 28 条第 5 項第 4 号による電子的記録媒体の提出要求

第 30 条(商標登録出願番号の通知) 特許庁長は、商標登録出願書を受理した場合には、その商標登録出願番号及び商標登録出願日を書いた商標登録出願番号通知書を商標登録出願人に送付しなければならない。

第 31 条(手続き補完命令等) ① 特許庁長は、法第 37 条第 2 項により商標登録出願に対する補完を命じようとする場合には、1 ヶ月以内の期間を定めて次の各号の事項を書いた手続き補完命令書を商標登録出願人に送付しなければならない。

1. 商標登録出願番号
2. 商品類区分
3. 商標登録出願人の氏名と住所(法人の場合には、その名称と営業所の所在地)
4. 商標登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名と住所または営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
5. 補完する事項

② 法第 37 条第 3 項により手続き補完書を提出する場合、別紙第 5 号書式の補完書に次の各号の書類を添付する。

1. 商標見本(商標見本を補完しようとする場合のみ該当する)
2. ハングルで作成した出願書(出願書を外国語で作成した場合のみ該当する)
3. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類

③ 第 1 項により商標登録出願に対する補完命令を受けた者が、補完期間が終わる前に商標登録出願書の返戻を受けようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 8 号書式の書類返戻要請書を特許庁長に提出しなければならない。

第 32 条(書類等の補正) ① 特許庁長または特許審判院長は、法第 39 条により補正(第 87 条の 2 による補正は除く。)を命ずる場合、1 ヶ月以内の期間を指定しなければならない。
② 法第 39 条から第 41 条までの規定により補正(国際出願の補正は除く)をしようとする者は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長、特許審判院長または審判長に提出しなければならない。
1. 補正内容を証明する書類
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類
③ 法第 39 条第 2 号により手数料を補正しようとする者は、「特許料等の徴収規則」別紙第 1 号の 2 書式の納付書を提出しなければならない。

第 33 条(要旨変更ではないものとみる場合) 法第 40 条第 2 項第 5 号で “第 36 条第 2 項による標章に関する説明等産業通商資源部令で定める事項”とは、次の各号のいずれかに該当する事項をいう。
1. 法第 36 条第 2 項による標章に関する説明の記載事項を直す場合
2. 二つ以上の図面または写真が互いに一致しないか、鮮明でない図面または写真を修正するか交替する場合
3. 視覚的表現と一致しないにおい見本または音ファイルを視覚的表現に合うように修正するか交替する場合
4. 包括名称を、その名称に含まれる具体的な名称に細分する場合(包括名称をそのまま置いたまま細分する場合を含む)

第 34 条(補正の却下決定) ① 審査官は、法第 42 条第 1 項により補正を却下する決定をする場合、次の各号の事項を書いた書面でしなければならない。
1. 商標登録出願番号(国際商標登録出願の場合には、国際登録番号)
2. 商品類区分
3. 商標登録出願人の氏名と住所(法人の場合には、その名称と営業所の所在地)
4. 商標登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名と住所または営業所の所在地
5. 却下決定の主文とその理由
6. 却下決定年月日
② 審査官は、第 1 項による決定をしようとする場合には、特許庁長に報告して第 1 項による書面に記名した後、捺印しなければならない。

第 35 条(修正定款等の提出) 法第 43 条により修正された定款または規約を提出しようとする出願人は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 修正された定款または規約 1 部
2. 別紙第 4 号書式の定款または規約の要約書 1 部
3. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 36 条(出願の変更) ① 法第 44 条第 1 項により他の出願に変更するか、同条第 2 項により指定商品追加登録出願を商標登録出願に変更しようとする出願人は、別紙第 3 号書式の商標登録出願書に第 28 条第 2 項第 2 号・第 6 号及び第 7 号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
② 法第 44 条による出願の変更に関しては、第 28 条第 3 項から第 7 項までの規定を準用する。

第 37 条(出願の分割) ① 法第 45 条第 1 項により商標登録出願を分割しようとする者は、別紙第 3 号書式の商標登録出願書に第 28 条第 2 項各号(第 1 号は除く)の書類を添付して特許庁長に提出し、分割しようとする商標登録出願を補正しなければならない。
② 法第 45 条による出願の分割に関しては、第 28 条第 3 項から第 7 項までの規定を準用する。

第 38 条(優先権証明書類の提出) 法第 46 条第 4 項による書類の提出は、「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書による。この場合、次の各号の書類を添付しなければならない。
1. 優先権証明書類のハングル翻訳文 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 39 条(優先権主張のための書類等の発給) ① 外国に商標登録出願をしようとする者がその商標登録出願に関してパリ協約第 4 条 D(1)による優先権を主張するためにその証明書の発給を申請しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 19 号書式の証明申請書を特許庁長に提出しなければならない。
② 代理人によって手続きを行う場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 40 条(出願時の特例適用対象証明書類の提出) 法第 47 条第 2 項により出願時の特例の適用を受けるための証明書類を提出しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、商標登録出願と同時に証明書類を提出しようとする場合には、商標登録出願書に証明書類を提出するという趣旨を書くことで代えることができる。
第 41 条(出願人変更申告) ① 法第 48 条第 1 項により出願人変更申告をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して、商標登録出願が登録される前までに特許庁長に提出しなければならない。
1. 出願人変更の原因を証明する書類 1 部
2. 第三者の同意または承諾等が必要な場合には、同意または承諾等を受けたことを証明する書類 1 部
3. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部
② 同一の商標登録出願人が二つ以上の商標登録出願について第 1 項による出願人変更申告をしようとする場合には、申告の内容が同一の場合にのみ一つの申告書で提出することができる。
③ 第 1 項か第 2 項による出願人変更申告は、「商標法条約」第 11 条(1)(b)による書類として次の各号のいずれかに該当する書類を添付した場合には、譲渡人や譲受人のみで申告することができる。
1. 「商標法条約規則」で定めている国際標準書式(ハングルに翻訳されたもののみ該当する)によって作成された譲渡証明書または譲渡文書
2. 出願人変更を証明する契約書の写本または抜純本(公証人または公共機関が認証したもののみ該当する)
④ 同じ商標登録出願に対して第 1 項から第 3 項までの規定による申告が同じ日に二つ以上ある場合には、法第 35 条第 2 項及び第 4 項を準用する。

第 42 条(出願の分割移転) ① 法第 48 条第 2 項により商標登録出願を分割して移転を受ける者は、別紙第 3 号書式の商標登録出願書に第 28 条第 2 項各号(第 1 号と第 7 号は除く)の書類と次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 分割移転による出願人変更申告書 1 部
2. 分割移転の原因を証明する書類 1 部

② 法第 48 条第 2 項により商標登録出願を分割して移転する者は、原商標登録出願を補正しなければならない。

第 43 条(持分等の記載) ① 2 人以上が共同で商標登録出願をするか法第 48 条第 1 項または第 3 項による出願人変更申告をする場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、商標登録出願書または権利関係変更申告書にその趣旨を書き、これを証明する書類を特許庁長に提出しなければならない。

1. 商標登録出願人かその承継人の権利に関して持分を定めている場合
2. 「民法」第 268 条第 1 項ただし書きによる契約がある場合

② 出願人の持分を変更しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 持分変更の原因を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 44 条(業務標章登録出願等の出願人変更申告書の添付書類) ① 法第 48 条第 6 項ただし書きにより業務標章登録出願の譲渡を受ける者は、「特許法施行規則」別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 該当業務標章登録出願をその業務と共に譲渡することを証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

② 法第 48 条第 6 項ただし書きにより商標登録出願の譲渡を受ける者は、「特許法施行規則」別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 該当商標登録出願を法第 34 条第 1 項第 1 ハ目本文、同号ニ目本文、同項第 3 号本文の標章と係わる業務と共に譲渡することを証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 45 条(団体標章登録出願等の移転許可申請書) ① 令第 8 条第 1 項各号以外の部分及び同条第 2 項各号以外の部分で “産業通商資源部令で定める移転許可申請書”とは、それぞれ別紙第 6 号書式の移転許可申請書をいう。

② 令第 8 条第 1 項第 1 号による法人の合併を証明する書類には、合併後存続する法人が法第 3 条第 2 項により団体標章の登録を受けることができる者に該当し、団体標章の使用に関する定款の内容が合併前後にわたって実質的同一性を維持していることを説明するか確認する内容が含まれなければならない。

③ 令第 8 条第 2 項第 1 号による書類には、移転を受ける者が法第 3 条第 3 項により証明標章の登録を受けることができる者に該当し、証明標章の使用に関する定款の内容が業務を移転する前後にわたって実質的に同一性を維持していることを説明するか確認する内容が含まれなければならない。

④ 令第 8 条第 1 項及び第 2 項による提出を代理人がする場合には、その代理権を証明する書類を提出しなければならない。

第 46 条(商標登録出願に対する情報の提供) ① 法第 49 条により情報を提供しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 23 号書式の情報提出書を特許庁長に提出しなければならない。
② 代理人によって提出する場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 3 章　審査

第 47 条(審査参考資料の提出) 商標登録出願人が審査参考資料を提出しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 23 号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長・特許審判院長または審判長に提出することができる。
1. 参考資料
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類

第 47 条の 2(専門機関の登録) ①法第 51 条第 2 項及び令第 10 条第 2 項により専門機関として登録しようとする者は、別紙第 6 号の 2 書式の商標専門機関登録申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 法第 51 条第 1 項各号の業務に必要な装備保有現況
2. 法第 51 条第 1 項各号の業務を遂行することができる専担人力および組織の現況
3. 業務遂行の独立性と公正性を保障することができる業務処理基準の具備現況
4. 法第 51 条第 1 項各号の業務に関連する役職員、施設および設備に対するセキュリティシステムの構築現状または計画
5. その他に登録のために必要な書類として、令第 10 条第 3 項により特許庁長が定めて告示する書類

②第 1 項による申請を受けた特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書（法人である場合のみ該当する）を確認しなければならない。

第 48 条(専門機関の登録取消し等の処分基準) 法第 52 条第 1 項による専門機関に対する行政処分の基準は別表 2 のとおりである。
② 特許庁長は、法第 52 条第 1 項により専門機関指定を取消した場合には、その事実を告示しなければならない。

第 49 条(優先審査の申請) 法第 53 条第 2 項により優先審査を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 22 号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 特許庁長が定めて告示した事項を書いた優先審査申請説明書 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 50 条(商標登録拒絶決定及び拒絶理由に対する意見書提出) ① 審査官は、法第 54 条により商標登録拒絶決定をする場合、次の各号の事項を書いた書面でしなければならない。

1. 商標登録出願番号と商標登録出願公告番号(国際商標登録出願の場合には、国際登録番号と国際商標登録出願公告番号をいい、、商標登録出願公告番号と国際商標登録出願公告番号は該当出願公告がある場合のみ該当する)
2. 商品類区分
3. 商標登録出願人の氏名と住所(法人の場合には、その名称と営業所の所在地)
4. 商標登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名と住所または営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
5. 出願公告年月日(出願公告がある場合のみ該当する)または拒絶理由通知年月日
6. 決定の主文とその理由
7. 決定年月日

② 法第 55 条第 1 項後段で “産業通商資源部令で定める期間”とは、2 ヶ月以内で審査官が定める期間をいう。

③ 法第 55 条第 1 項後段、同条第 3 項により意見書を提出しようとする者は、別紙第 2 号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長・特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 51 条(商標登録異議申立等) ① 法第 60 条第 1 項により異議申立をしようとする者は、別紙第 7 号書式の異議申立書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 商標登録異議申立事項を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

② 法第 61 条により商標登録異議申立に対する補正をしようとする者は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

③ 法第 66 条第 1 項により商標登録異議申立に対する答弁書を提出しようとする者は、別紙第 2 号書式の答弁書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 答弁事項を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

④ 第 3 項による異議申立に対する答弁に対して意見を提出しようとする者とその意見に対する再答弁をしようとする者は、別紙第 2 号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見内容または再答弁内容を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 52 条(商標登録異議決定書) 法第 66 条第 2 項により商標登録異議申立に対する決定をするときには、次の各号の事項を書いた書面でしなければならない。

1. 商標登録出願番号(国際商標登録出願の場合には、国際登録番号)及び出願公告番号
2. 商品類区分
3. 出願人及び異議申立者の氏名と住所(法人の場合には、その名称と営業所の所在地)
4. 出願人及び異議申立者の代理人がいる場合には、それぞれその代理人の氏名と住所または営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
5. 決定の主文とその理由
6. 異議決定年月日

第 4 章　商標登録料及び商標登録等

第 53 条(一部指定商品の放棄) 法第 73 条第 1 項により指定商品の一部に対する商標登録を放棄しようとする者は、「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式の納付書に趣旨を記し、特許庁長に提出しなければならない。

1. 指定商品一部に対する商標登録を放棄するという趣旨を書いた「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式の納付書
2. 「特許法施行規則」別紙第 12 号書式の放棄書

第 54 条(商標登録料納付または補填による商標登録出願の回復) 法第 77 条第 1 項本文により商標登録料を払うか補填しようとする者は、その趣旨を書いた「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式の納付書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第 77 条第 1 項各号のいずれかに該当する者が、正当な事由により納付期間内に商標登録料を払わなかったか補填期間内に補填しなかったことを証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 55 条(商標登録証等の発給) ① 特許庁長は、商標権、団体標章権、証明標章権または業務標章権の設定登録をした場合には、法第 81 条第 1 項によりその商標権者、団体標章権者、証明標章権者または業務標章権者(以下 “商標権者等”という)に設定登録の内容にしたがって次の各号のいずれかに該当する登録証を発給(電子文書による発給を含む)しなければならない。

1. 別紙第 8 号書式の商標登録証
2. 別紙第 9 号書式の団体標章登録証
3. 別紙第 10 号書式の地理的表示団体標章登録証
4. 別紙第 11 号書式の証明標章登録証
5. 別紙第 12 号書式の地理的表示証明標章登録証
6. 別紙第 13 号書式の業務標章登録証

② 特許庁長は、商標権者等の申請がある場合、次の各号のいずれかに該当する英語登録証(以下 “英語登録証”という)を発給(電子文書による発給を含む)しなければならない。

1. 別紙第 14 号書式の英語商標登録証
2. 別紙第 15 号書式の英語団体標章登録証

3. 別紙第 16 号書式の英語地理的表示団体標章登録証
4. 別紙第 17 号書式の英語証明標章登録証
5. 別紙第 18 号書式の英語地理的表示証明標章登録証
6. 別紙第 19 号書式の英語業務標章登録証

③ 特許庁長は、法第 93 条による譲渡等の事由により商標権等を承継した者の申請を受けた場合には、第 1 項各号または第 2 項各号のいずれかに該当する登録証を発給することができる。

④ 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別紙第 20 号書式の登録事項欄に該当事項を書いた後捺印し、該当商標登録証に綴じて発給しなければならない。

1. 法第 81 条第 2 項により商標登録証等を訂正して発給する場合
2. 法第 83 条第 2 項により商標権等の存続期間更新登録をする場合
3. 法第 86 条第 1 項により指定商品の追加登録をする場合

第 56 条(携帯用商標登録証等の発給) ① 特許庁長は、商標権者等の申請を受けた場合には、次の各号のいずれかに該当する登録証(以下 “携帯用登録証”という)を発給することができる。

1. 別紙第 21 号書式の携帯用商標登録証
2. 別紙第 22 号書式の携帯用団体標章登録証
3. 別紙第 23 号書式の携帯用地理的表示団体標章登録証
4. 別紙第 24 号書式の携帯用証明標章登録証
5. 別紙第 25 号書式の携帯用地理的表示証明標章登録証
6. 別紙第 26 号書式の携帯用業務標章登録証
7. 別紙第 27 号書式の携帯用英語商標登録証
8. 別紙第 28 号書式の携帯用英語団体標章登録証
9. 別紙第 29 号書式の携帯用英語地理的表示団体標章登録証
10. 別紙第 30 号書式の携帯用英語証明標章登録証
11. 別紙第 31 号書式の携帯用英語地理的表示証明標章登録証
12. 別紙第 32 号書式の携帯用英語業務標章登録証

② 特許庁長は、携帯用登録証が商標原簿またはその他の書類と合わない場合には、商標権者等の申請によって、または職権で、携帯用登録証を回収して訂正発給するか新しい携帯用登録証を発給しなければならない。この場合、携帯用登録証を訂正発給するときには、携帯用登録証の登録事項欄に訂正事項を書いた後捺印して発給しなければならない。

第 57 条(商標登録証等の再発給) 特許庁長は、商標権者等が第 55 条第 1 項・第 2 項及び第 56 条による登録証、英語登録証または携帯用登録証を紛失するか毀損して再発給を申請する場合には、再発給しなければならない。

第 58 条(商標登録証の発給申請等) ① 次の各号のいずれかに該当する申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の発給(再発給)申請書を特許庁長に提出しなければならない。但し、第 1 号による申請の場合、「特許権等の登録令施行規則」別紙第 15 号書式の申請書に登録証再発給申請の趣旨を記した場合は、この限りでない。

1. 第 55 条第 3 項による登録証の再発給申請
2. 携帯用登録証(第 56 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの携帯用登録証のみ該当する)の発給申請
3. 第 57 条による登録証、英語登録証または携帯用登録証の再発給申請

② 法第 81 条第 2 項により第 55 条第 1 項による登録証、英語登録証または携帯用登録証の訂正発給を受けようとする者(登録証または英語登録証を電子文書で発給を受けた者は除く)は、「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の訂正発給申請書にその登録証、英語登録証または携帯用登録証を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③ 次の各号のいずれかに該当する申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 29 号の 2 書式の(携帯用)外国語登録証発給申請書に商標権者等、指定商品等該当英語登録証または携帯用登録証に書くべき事項が正確に翻訳されたことを証明する書類(別表 1 によって特許庁長が告示した名称で英語登録証または携帯用登録証を申請する場合は除く)を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 第 55 条第 2 項による英語登録証の発給申請
2. 携帯用登録証(第 56 条第 1 項第 7 号から第 12 号までの携帯用登録証のみ該当する)の発給申請

④ 代理人によって手続きを行う場合には、第 1 項から第 3 項までの規定による申請書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 5 章　商標権

第 59 条(商標権の存続期間更新登録申請書の提出) ① 法第 84 条第 1 項により商標権の存続期間更新登録申請をしようとする者は、「特許権等の登録令施行規則」別紙第 23 号書式の存続期間更新登録申請書に次の各号の書類や物件を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 視覚的表現に合致する次の各目のいずれかに該当するにおい見本(令第 2 条第 3 号に該当するにおい標章を含んだ商標のみ該当する)

イ. 密閉容器 3 筒

ロ. 香パッチ 30 枚

2. 代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類 1 部

② 法第 87 条第 2 項後段で “産業通商資源部令で定める期間”とは、拒絶理由の通知を受けた日から 2 ヶ月をいう。

③ 法第 87 条第 2 項後段によって意見書を提出しようとする出願人は、別紙第 2 号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 6 章　審判

第 60 条(審判の請求方式) ① 法第 115 条または第 116 条による審判を請求しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 31 号書式の審判請求書(以下 “審判請求書”という)に次の各号の物件を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

1. 視覚的表現に合致する音ファイル(令第 2 条第 3 号に該当する音標章を含んだ商標のみ該当する) 1 個
2. 視覚的表現に合致する次の各目のいずれかに該当するにおい見本(令第 2 条第 3 号に該当するにおい標章を含んだ商標のみ該当する)

イ. 密閉容器 3 筒

ロ. 香パッチ 30 枚

3. 削除

②法第 117 条から第 120 条までの規定による審判を請求しようとする者は、審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

③法第 121 条による審判を請求しようとする者は、審判請求書に、法第 125 条第 3 項により該当商標見本を添付して特許審判院長に提出しなければならない。この場合、令第 2 条第 3 号に該当する標章を含む商標権の場合には次の各号のいずれかに該当する物件を添付しなければならない。

1. 令第 2 条第 3 号に該当する音標章を含んだ商標権：登録された商標と対比することができる音ファイル 1 個
2. 令第 2 条第 3 号に該当するにおい標章を含んだ商標権：登録された商標と対比することができる次の各目のいずれかに該当するにおい見本

イ. 密閉容器 1 筒

ロ. 香パッチ 10 枚

3. 削除

④代理人により手続を踏む場合には第 1 項から第 3 項までの規定による審判請求書に、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 61 条(審判請求書等の補正期間) 審判長は、法第 127 条第 1 項により補正を命ずる場合、1 ヶ月以内の期間を指定しなければならない。

第 62 条(審判番号の通知等) ① 特許審判院長は、審判請求書を受理した場合には、審判番号を付与してその事件に対する合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

② 特許審判院長は、第 1 項により審判官を指定するか指定された審判官が変更された場合には、その事実を当事者に通知しなければならない。

第 63 条(答弁書等) ① 被請求人は、法第 133 条第 1 項により答弁書を提出しようとする場合、別紙第 2 号書式の答弁書に証拠資料を添付して特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

② 第 1 項による証拠資料は、次の各号の区分によって提出する。

1. 書類の場合：謄本であること
2. 図面・見本または物件の場合

イ. 令第 2 条第 3 号に該当する音標章またはにおい標章を含んだ商標の場合には、実物または実物に代えることができる複写本を添付すること

ロ. 見本には図面を添付すること。ただし、図面を添付することができない場合には、説明書を添付しなければならない。

3. 見本または物件を追加で提出しようとする場合：審判関連書類に見本または物件を別に提出するという趣旨を書いて「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書に添付して提出すること

第 64 条(審判官の除斥申請等) 法第 135 条または第 136 条による申請をしようとする当事者または参加人は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書に第 63 条第 2 項による証拠資料を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

第 65 条(口述審理申請等) ① 法第 141 条第 1 項ただし書きにより口述審理を申請しようとする当事者は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。
② 口述審理では国語を使用しなければならない。

第 66 条(参加の申請) ① 法第 143 条第 1 項による参加申請書は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書による。
② 法第 143 条第 2 項により意見書を提出しようとする当事者と異なる参加人は、別紙第 2 号書式の意見書に第 63 条第 2 項による証拠資料を添付して特許審判院長か審判長に提出しなければならない。
③ 審判参加人が参加を取下げようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 12 号書式の取下げ書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

第 67 条(証拠調査及び証拠保全の申請) ① 法第 144 条第 1 項により証人訊問を申請しようとする当事者は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書に次の各号の書類を添付して特許審判院長または審判長に提出しなければならない。
1. 証人訊問が必要な理由と訊問要求事項を書いた書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部
② 法第 144 条第 1 項により現場検証を申請しようとする当事者または参加人は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。
③ 法第 144 条第 1 項により証拠保全を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。ただし、代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 68 条(審査官の意見書提出要請) 特許審判院長は、審判のために必要な場合、特許庁長に該当審判請求書の副本を送付し関係審査官の意見を提出することを要請することができる。

第 69 条(審判請求の取下げ) ① 法第 148 条第 1 項または第 2 項により審判請求を取下げようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 12 号書式の取下げ書に次の各号の書類を添付して特許審判院長または審判長に提出しなければならない。
1. 相手方の同意が必要な場合、同意を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

② 特許審判院長または審判長は、法第 148 条第 1 項または第 2 項により審判請求が取り下げられた場合には、取下げ事実を当事者、参加人または参加申請をしたが申請が拒否された者に通知しなければならない。

第 70 条(審理終決通知後提出された書類) ① 法第 149 条第 3 項により審理の終決を当事者と参加人に知らせた後、当事者または参加人が提出した書類は、審決に考慮しない。
② 第 1 項による書類は、当事者または参加人が「特許法施行規則」別紙第 8 号書式の書類返還申請書を特許審判院長または審判長に提出した場合にのみ返還する。ただし、返還する前に法第 149 条第 4 項により審理を再開した場合には、返還しないことができる。

第 71 条(審理の再開) 法第 149 条第 4 項により審理の再開を申請しようとする当事者または参加人は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

第 72 条(審判手続き中止申請) 法第 151 条第 1 項により審判手続きの中止を申請しようとする当事者は、別紙第 33 号書式の審判手続き中止申請書を審判長に提出しなければならない。

第 73 条(審判費用) 法第 152 条第 5 項による審判費用金額の決定を請求しようとする当事者は、「特許法施行規則」別紙第 34 号書式の審判費用額決定請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

1. 費用計算書 1 部
2. 費用計算書の証拠資料 1 部
3. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 7 章　再審及び訴訟

第 74 条(再審請求) 法第 157 条による再審請求をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 31 号書式の審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 75 条(訴提起付加期間) 審判長は、法第 162 条第 4 項ただし書きにより、職権で 30 日の範囲で付加期間を定めることができる。

第 8 章　「標章の国際登録に関するマドリード協定に対する議定書」による国際出願

第 1 節　国際出願等

第 76 条(国際出願言語) 法第 169 条第 1 項で “産業通商資源部令で定める言語”とは、英語をいう。

第 77 条(国際出願書の提出) ① 法第 169 条第 1 項による国際出願書は、別紙第 34 号書式の国際出願書による。
② 法第 169 条第 1 項による国際出願に必要な書類は、別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書による。

第 78 条(事後指定の申請) 事後指定しようとする国際登録の名義人(以下 “国際登録名義人”という)は、別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書に別紙第 36 号書式の事後指定申請書を添付して特許庁長に提出しなければならない。

第 79 条(国際登録存続期間の更新申請) 法第 173 条第 2 項により国際登録存続期間の更新を申請しようとする国際登録名義人は、別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書に別紙第 37 号書式の国際登録存続期間更新申請書を添付して特許庁長に提出しなければならない。

第 80 条(国際登録名義変更登録の申請) 法第 174 条第 2 項により国際登録名義変更登録を申請しようとする者は、別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書に別紙第 38 号書式の国際登録名義変更登録申請書を添付して特許庁長に提出しなければならない。

第 81 条(国際出願書等の代替書類提出) ① 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する書類が法、令及び本規則で定めるところによって作成されなかった場合には、期間を定めて出願人か提出人に代替書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の欠陥を正すことができない場合には、その書類を出願人か提出人に具体的な理由を明らかにして反戻しなければならない。

1. 第 77 条第 1 項による国際出願書
2. 第 78 条による事後指定申請書
3. 第 79 条による国際登録存続期間更新申請書
4. 第 80 条による国際登録名義変更登録申請書

② 第 1 項本文により代替書類の提出命令を受けた者は、指定期間に別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 英語で作成された代替書類 1 部
2. 代理人によって国際出願に関する手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 82 条(国際事務局の瑕疵通知に対する補正) 「標章の国際登録に関するマドリード協定及び同協定に対する議定書共通規則」(以下 “共通規則”という)第 11 条から第 13 条までの規定により、マドリード議定書第 2 条(1)による国際事務局(以下 “国際事務局”という)が通知した瑕疵に対して意見を提出するか補正をしようとする者は、別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書に英語で作成された意見書を添付して特許庁長に提出しなければならない。

第 83 条(国際出願の補正) ①法第 39 条第 1 号または第 3 号により国際出願に対して補正をしようとする者は、別紙第 35 号書式の国際出願書等提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長や特許審判院長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類 1 部
2. 削除
3. 削除

イ. 密閉容器 1 筒
ロ. 香パッチ 10 枚
4. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部
② 法第 39 条第 2 号により手数料を補正しようとする者は、「特許料等の徴収規則」別紙第 1 号の 2 書式の納付書を提出しなければならない。

第 84 条(手数料未納に対する補正) 法第 176 条により国際出願に対して手数料を補正しようとする者は、「特許料等の徴収規則」別紙第 1 号の 2 書式の納付書を提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 85 条(国際出願等の取下げ) ① 国際出願の出願人は、第 77 条から第 80 条までの規定による出願書や申請書が国際事務局に通知される前まで、国際出願または第 78 条から第 80 条までの規定による申請を取下げすることができる。
② 第 1 項により取下げようとする者は、別紙第 39 号書式の国際出願等取下げ書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 2 節　国際商標登録出願に関する特例

第 86 条(団体標章または証明標章に関する定款または規約の提出期間) 法第 182 条第 3 項前段で “産業通商資源部令で定める期間”とは、次の各号のいずれかに該当する期間をいう。
1. 法第 39 条による補正通知を受けた日から 3 ヶ月
2. 国際事務局がマドリード議定書第 3 条の 3 による領域拡張(以下「領域拡張」という。)の通知をした日から 3 ヶ月

第 87 条(国際登録による国内登録の代替申請) 法第 183 条第 4 項により国際登録による国内登録の代替申請をしようとする者は、別紙第 40 号書式の国内登録の代替申請書を特許庁長に提出しなければならない。

第 87 条の 2(音・におい商標のファイルまたは見本の提出等) ①令第 2 条第 3 号に該当する標章を含む国際商標登録出願について、法第 39 条により補正しようとする者は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号のファイルまたは見本を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。
1. 視覚的表現に合致するサウンドファイル 1 個（令第 2 条第 3 号に該当する音標章を含む国際商標登録出願のみ該当する。）
2. 視覚的表現に合致する次の各目のいずれかに該当する匂い見本（令第 2 条第 3 号に該当する匂い標章を含む国際商標登録出願のみ該当する。）
   イ. 密閉容器 3 個
   ロ. 香りのパッチ 30 枚

②第 1 項により補正をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する期間内にしなければならない。

1. 法第 39 条による補正通知を受けた日から 3 ヶ月
2. 国際事務局が領域拡張の通知をした日から 3 ヶ月

第 88 条(国際商標登録出願の補正または定款等の提出) ①国際商標登録出願に対して法第 185 条により法第 40 条及び第 41 条による補正をしようとする者は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

② 国際商標登録出願に対して法第 182 条第 3 項により定款等を提出しようとする者は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長や特許審判院長に提出しなければならない。

1. 定款または規約 1 部
2. 別紙第 4 号書式の定款または規約の要約書 1 部
3. 地理的表示団体標章の出願人である法人が、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造または加工することを業にする者で構成された事実を証明することができる書類 1 部(地理的表示団体標章登録出願の場合のみ該当する)
4. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

③ 国際商標登録出願に対して法第 43 条により修正定款または修正規約を提出しようとする者(法第 39 条第 2 号に該当し手数料を補正しようとする者は、除く)は、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長か特許審判院長に提出しなければならない。

1. 修正定款または修正規約、団体標章または証明標章の使用に関する事項を書いたその修正定款または修正規約の要約書各 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 89 条(出願時の特例適用対象証明書類の提出) 法第 189 条により法第 47 条第 2 項による特例の適用を受けるための証明書類を提出しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書を特許庁長に提出しなければならない。

第 90 条(出願時の特例に関する書類の提出期間) 法第 189 条第 1 項で “産業通商資源部令で定める期間”とは、国際事務局が領域拡張の通知をした日から 3 ヶ月をいう。

第 91 条(出願公告決定期間等) ① 法第 191 条で “産業通商資源部令で定める期間”とは、国際事務局が領域拡張の通知をした日[国際事務局が領域拡張の通知をした後、共通規則第 28 条(2)によって国際登録簿登録事項に対する更正通知をした場合、その事項に関しては該当更正通知をした日]から 14 ヶ月をいう。

② 法第 193 条第 1 項で “産業通商資源部令で定める期間”とは、国際事務局が領域拡張の通知をした日[国際事務局が領域拡張の通知をした後、共通規則第 28 条(2)によって国際登録簿登録事項に対する更正通知をした場合、その事項に関しては該当更正通知をした日]から 18 ヶ月をいう。

第 3 節　商標登録出願の特例

第 92 条(再出願書類の提出等) ① 法第 207 条各号のいずれかに該当する商標登録出願(以下 “再出願”という)をしようとする者は、別紙第 3 号書式の商標登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 商標見本 1 部
2. 定款または規約､団体標章または証明標章の使用に関する事項を書いた定款または規約の要約書各 1 部(団体標章登録出願、地理的表示団体標章登録出願、証明標章登録出願及び地理的表示証明標章登録出願のみ該当する)
3. 証明しようとする商品の品質等を証明し管理することができることを立証する書類 1 部(証明標章登録出願のみ該当する)
4. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

② 再出願に関しては、第 28 条第 4 項から第 7 項までの規定を準用する。

第 9 章　商品分類転換の登録

第 93 条(商品分類転換登録申請書等) ① 法第 209 条第 2 項により商品分類転換登録を受けようとする者は、別紙第 42 号書式の商品分類転換登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

② 特許庁長は、第 1 項により商品分類転換登録申請書を受けた場合、商品分類転換登録申請に対する固有番号を付与して申請人に商品分類転換登録申請をした日付とともに通知しなければならない。

③ 第 1 項による商品分類転換登録申請を取下げようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 12 号書式の取下げ書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 94 条(商品分類転換登録拒絶決定理由に対する意見書提出期間) ① 法第 210 条第 2 項後段で “産業通商資源部令で定める期間”とは、審査官が 2 ヶ月以内で定めた期間をいう。

② 法第 210 条第 3 項により商品分類転換登録に関する手続きを継続進行することを申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 10 号書式の期間延長申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

③ 法第 210 条第 2 項後段及び同条第 3 項により意見書を提出しようとする申請人は、別紙第 2 号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1 部
2. 代理人によって手続きを行う場合には、その代理権を証明する書類 1 部

第 10 章　補則

第 95 条(書類の閲覧等) ① 法第 215 条により書類の閲覧等の許可を申請しようとする者は、次の各号の区分に従い該当申請書を提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを行うときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

1. 商標登録出願に関する証明(商標原簿記録事項発給申請をいう):「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の発給申請書
2. 審判に関する証明(審判請求事実証明、審決確定事実証明、審決文送達証明及び決定文送達証明をいう):「特許法施行規則」別紙第 19 号書式の証明申請書
3. 書類の謄本または草本の発給:「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の発給申請書

② 申請人が電報、口述または電話で書類の謄本または草本の発給や複写の申請をした場合には、書類発給の前までに第 1 項により申請書を提出しなければならない。

第 96 条(商標文書電子化機関の指定等) ① 法第 217 条第 2 項で “産業通商資源部令で定める施設及び人材”とは、次の各号の要件をいう。

1. 施設要件
   イ. 商標登録出願中の商標に関する秘密維持に適合した施設を備えること
   ロ. データ入力装置、データ保存装置等、商標文書電子化業務を効率的に遂行するのに適合した装備を備えること
2. 人材要件
   イ. 5 年以上電算情報処理分野で業務を遂行した経験がある人 1 人以上を保有すること
   ロ. 次に該当する役職員がいないこと
   1) 弁理士業務を遂行する他の機関の役職員を兼ねる人
   2)「弁理士法」第 5 条により登録した弁理士

② 法第 217 条第 2 項により商標文書電子化業務の委託を受けようとする者は、申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 作業手順を含んだ事業計画書
2. 事業実績書(類似の業務を遂行した経験がある場合のみ該当する)
3. 装備及び専門人材保有現況書
4. 申請日が属した会計年度の前会計年度の財産目録と貸借対照表

③ 第 2 項による申請書を受けた特許庁長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を介して申請人の法人登記事項証明書を確認しなければならない。

④ 特許庁長は、商標文書電子化業務を効率的に遂行するために必要と認める場合には、商標文書電子化業務を 2 以上の法人に委託して遂行させることができる。

⑤ 削除

⑥ 削除

第 97 条(電子化対象書類) 法第 217 条第 4 項で “産業通商資源部令で定める書類”とは、次の各号の書類を除いた商標登録出願、審査、審判、再審に関する書類及び商標原簿をいう。

1. 「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書(電子的記録媒体を提出する場合のみ該当する)
2. 削除
3. 書類謄本・抄本発給申請書
4. 次の各目のいずれかに該当する証明申請書
   イ. 審判請求事実証明
   ロ. 審決確定事実証明
   ハ. 審決文謄本送達証明
   ニ. 決定文謄本送達証明

第 98 条(電子化した内容の通知及び訂正申請) ① 特許庁長か特許審判院長は、次の各号のいずれかに該当する書類を法第 217 条第 4 項により電子化した場合には、その電子化した内容を出願人に通知しなければならない。
1. 商標登録出願書
2. 補正書
3. その他特許庁長か特許審判院長が電子化した内容の確認が必要と認める書類

② 第 1 項による通知を受けた出願人等は、電子化した内容が書面に提出された内容と異なる場合には、通知を受けた日から 30 日以内に「特許法施行規則」別紙第 59 号書式の電子化内容訂正申請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

第 99 条(商標文書電子化機関の業務規定) ① 法第 217 条第 2 項により商標文書電子化業務の委託を受ける機関は、商標文書電子化業務に関する業務規定を定めて特許庁長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合にもまた同じである。

② 第 1 項による業務規定には次の各号の事項が含まれなければならない。
1. 商標文書電子化業務の遂行方法と処理手順
2. 商標文書電子化業務に関する台帳・書類及び資料の保存
3. 商標文書電子化業務と係わって知ることとなった事項の秘密維持
4. その他商標文書電子化業務に関して必要な事項

第 100 条(商標公報) ① 商標公報に掲載する出願公告日は、商標登録出願が商標公報に掲載された日とする。

② 商標公報に掲載する商標登録公告日は、商標権が商標公報に掲載された日とする。

③ 商標公報は、法第 221 条第 2 項により読取り専用光ディスクか情報通信網で発行することができる。

第 100 条の 2(登録商標の表示) ①法第 222 条による登録商標の表示は次の各号の方法に従う。
1. “登録商標”という文字とその登録番号の表示
2. 商標登録番号を掲載したインターネットアドレスの表示

②第 1 項による登録商標の表示に対する具体的な方法は特許庁長が定めて告示する。

第 101 条(規制の見直し) 削除

付　則〈産業通商資源部令第 213 号、2016.9.1.〉

第 1 条(施行日) 本規則は、2016 年 9 月 1 日から施行する。
第 2 条(一般的適用例) 本規則は、本規則施行以後出願した商標登録出願から適用する。
第 3 条(国際商標登録出願人の特許顧客番号付与に関する適用例) 第 16 条の改正規定は、本規則施行以後、国内特許庁に国際商標登録出願関連書類を提出する場合から適用する。
第 4 条(特許顧客番号名称変更による経過措置) 本規則施行当時、従前の規定により受けた出願人コードは、第 16 条により受けた特許顧客番号とみる。
第 5 条(書式に関する経過措置) 本規則施行当時、従前の規定により発給されたサービス標登録証、商標・サービス標登録証、携帯用サービス標登録証、携帯用商標・サービス標登録証、携帯用英語サービス標登録証、携帯用英語商標・サービス標登録証は、本規則によって発給されたものとみる。
第 6 条(従前規則の改正による動作商標に関する経過措置) 産業通商資源部令第 156 号商標法施行規則一部改正令(以下この条で “同規則”という)の施行日である 2015 年 9 月 14 日前に同規則で改正される前の規定(以下この条で “従前の規定”という)によって出願された動作商標に関しては、従前の規定による。
第 7 条(他の法令の改正) 省略

付　則〈産業通商資源部令第 280 号、2017.12.28.〉

この規則は 2018 年 1 月 1 日から施行する。

付　則〈産業通商資源部令第 306 号、2018.7.11.〉

この規則は公布した日から施行する。但し、第 28 条第 4 項第 1 号及び第 88 条第 2 項第 3 号の改正規定は 2018 年 7 月 18 日から施行する。

付　則〈産業通商資源部令第 312 号、2018.10.17.〉

この規則は 2018 年 10 月 18 日から施行する。但し、第 25 条第 1 項・第 2 項及び第 101 条の改正規定は公布した日から施行する。

付　則〈産業通商資源部令第 339 号、2019.6.14.〉

第 1 条(施行日)　この規則は、2019 年 7 月 9 日から施行する。但し、第 2 条第 2 項第 5 号、第 13 条第 1 項第 2 号ロ目、第 78 条及び別紙第 3 号書式の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正)　特許法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第 22 号書式前方の【その他事項】欄は次のようにする。＜以下省略＞

付　則〈産業通商資源部令第 379 号、2020. 7. 1.〉

第 1 条(施行日)　この規則は公布した日から施行する。＜ただし書省略＞

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条(他の法令の改正)　①省略

②商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 号を削除する。

第 97 条第 2 号を削除する。

付　則〈産業通商資源部令第 405 号、2020. 12. 30.〉

第 1 条(施行日)　この規則は 2021 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条(国際商標登録出願の補正に関する適用例)　第 87 条の 2 第 2 項第 1 号の改正規定は、この規則施行以後、法第 39 条による補正命令を受けた場合から適用する。

付　則〈産業通商資源部令第 459 号、2022. 4. 19.〉

第 1 条(施行日)　この規則は 2022 年 4 月 20 日から施行する。

第 2 条(団体標章または証明標章に関する定款または規約の提出期間に関する適用例)　第 86 条第 2 号の改正規定は、この規則施行以後、国際事務局がマドリード議定書第 3 条の 3 による領域拡張の通知をした国際商標登録出願から適用する。

第 3 条（音・臭い商標のファイルまたは見本の提出等に関する適用例）第 87 条の 2 第 2 項第 2 号の改正規定は、この規則施行以後、国際事務局がマドリード議定書第 3 条の 3 による領域拡張の通知をした国際商標登録出願から適用する。

第 4 条（出願時の特例に関する書類の提出期間に関する適用例）第 90 条の改正規定は、この規則施行以後、国際事務局がマドリード議定書第 3 条の 3 による領域拡張の通知をした国際商標登録出願から適用する。